

第5期愛知県障害福祉計画の策定について

1 策定の趣旨

- 都道府県は、障害者総合支援法第 89 条第 1 項に基づき、国の基本指針に即して、障害福祉サービス等の提供体制の確保のため、障害福祉計画を策定している。
- 現行の「第4期愛知県障害福祉計画」（平成 27 年 3 月策定）が、29 年度末で計画期間満了となるため、新たに第5期（計画期間 3 年間：30～32 年度）を策定する。
- 合わせて、昨年 6 月の児童福祉法の一部改正により、新たに都道府県に策定が義務付けられた障害児福祉計画を障害福祉計画と一体的に策定する。

障害福祉計画			障害児福祉計画		
区分	策定年度	計画期間	区分	策定年度	計画期間
第 1 期	18 年度	18～20 年度	—	—	—
第 2 期	20 年度	21～23 年度	—	—	—
第 3 期	23 年度	24～26 年度	—	—	—
第 4 期	26 年度	27～29 年度	—	—	—
第 5 期	29 年度	30～32 年度	第 1 期	29 年度	30～32 年度

2 内容

第5期計画の策定に向け、国の基本指針が、今年 3 月 31 日に改正されたことを踏まえ、改正後の指針に即して策定を進めていく。

また、昨年 10 月公布・施行の「手話言語・障害者コミュニケーション条例」に係る本県の取組方針等についても合わせて本計画に記載していく。

<国基本指針の改正の主なポイント>

（成果目標の見直し）※詳細は別紙のとおり

項目	第4期計画	→	第5期計画
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行（継続）	25 年度末入所者の <u>12%</u> 以上が地域移行		28 年度末入所者の <u>9%</u> 以上が地域移行
(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（内容を一新）	○精神病床における早期退院率（入院後 3 か月： <u>64%</u> 、1 年： <u>91%</u> ）		○精神病床における早期退院率（入院後 3 か月： <u>69%</u> 、 <u>6 か月</u> ： <u>84%</u> 、1 年： <u>90%</u> ） ○ <u>圏域及び市町村ごとに、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置（新規）</u>
(3) 地域生活支援拠点等の整備（継続）	○各市町村又は圏域に少なくとも 1 つ整備する		同 左
(4) 福祉施設から一般就労への移行等（一部新規）	○一般就労移行者を 24 年度実績の <u>2 倍</u> とする		○一般就労移行者を 28 年度実績の <u>1.5 倍</u> とする ○「 <u>就労定着支援</u> 」による支援開始後 1 年後の定着率を <u>80%以上</u> とする（新規）
(5) 障害児支援の提供体制の整備等（障害児福祉計画に係る目標として新設）			○ <u>児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 つ設置</u> ○ <u>主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 つ設置</u>

(その他の個別施策)

- ① 障害を理由とする差別の解消（新規）
- ② 障害者虐待の防止対策の推進、養護者に対する支援（充実）
- ③ 発達障害者支援の一層の充実（充実、新たな活動指標の追加）
- ④ 難病患者の障害福祉サービス等の利用促進（充実）
- ⑤ 基幹相談支援センターの設置促進、相談支援に関して指導的役割を担う人材の計画的確保（充実）
- ⑥ 意思決定支援及び成年後見制度の利用促進の在り方（充実） 等

3 計画策定体制

障害者総合支援法に基づき、都道府県は、障害福祉計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係機関、障害者やその家族、障害者関連職務従事者並びに学識経験者等を構成員とする「障害者施策審議会」や「障害者自立支援協議会」の意見を聴かなければならないとされている。

4 計画策定に向けたスケジュール

策定に当たっては、学識経験者、障害当事者及び障害者団体を代表する者等を構成員とする県障害者施策審議会、及びその下に設置したワーキンググループ、さらには県障害者自立支援協議会等において意見聴取を行い、障害当事者等の意見を十分に反映させた上で、パブリックコメントを実施し、30年3月に策定・公表する予定。

なお、障害者コミュニケーションに関する事項については、県障害者施策審議会専門部会において意見聴取を行い、計画に反映させていく。

平成29年	3月31日	国基本指針改正告示
	5月～7月	第4期計画進捗状況の分析・評価 福祉施設入所者の地域移行に関するニーズ調査の実施・分析
	7月	第1回愛知県障害者施策審議会専門部会 第1回愛知県障害者自立支援協議会 第1回愛知県障害者施策審議会（計画骨子案意見聴取）
	7月～11月	愛知県障害者施策審議会ワーキンググループ（3回）
	9月	第2回愛知県障害者施策審議会専門部会
	9月～12月	市町村計画との調整
	11月	第3回愛知県障害者施策審議会専門部会
	12月	第2回愛知県障害者施策審議会（計画素案意見聴取）
平成30年	1月～2月	パブリックコメント
	3月	第2回愛知県障害者自立支援協議会 第3回愛知県障害者施策審議会（計画案意見聴取） 計画の策定・公表

国の基本指針で示されている成果目標の新旧対照表について

旧（第4期計画）	新（第5期計画）
（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行	同左
①地域生活移行者の増加 目標値：平成25年度末時点の施設入所者の <u>12%</u> 以上が地域生活へ移行する	①地域生活移行者の増加 目標値：平成28年度末時点の施設入所者の <u>9%</u> 以上が地域生活へ移行する
②施設入所者の削減 目標値：平成25年度末時点の施設入所者数から <u>4%</u> 以上削減する	②施設入所者の削減 目標値：平成28年度末時点の施設入所者数から <u>2%</u> 以上削減する
（2）入院中の精神障害者の地域生活への移行	（2）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
<u>（新規）</u>	①障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者の協議の場の設置状況 目標値： <u>全ての障害保健福祉圏域ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する</u> ※なお、都道府県ごとにも協議の場を設置することが望ましい。
<u>（新規）</u>	②市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置状況 目標値： <u>全ての市町村ごとに保健・医療・福祉関係者の協議の場を設置する（複数市町村での設置でも可）</u>
<u>（新規）</u>	③精神病床における1年以上長期入院患者数 目標値： <u>精神病床における1年以上長期入院患者数を設定する（国の推計式を利用）</u>
①入院後3か月時点の退院率の上昇 目標値：入院後3か月時点の退院率を <u>64%</u> 以上とする	④精神病床における早期退院率 目標値：入院後3か月時点の退院率を <u>69%</u> 以上とする 目標値： <u>入院後6か月時点の退院率を84%</u> 以上とする 目標値：入院後1年時点の退院率を <u>90%</u> 以上とする
②入院後1年時点の退院率の上昇 目標値：入院後1年時点の退院率を <u>91%</u> 以上とする	
③在院1年以上の長期在院者数の減少 目標値： <u>長期在院者数を平成24年6月末時点から18%</u> 以上削減する	<u>（削除）</u> ただし、長期入院患者の削減に関する新たな成果目標として③を新設
（3）地域生活支援拠点等の整備	同左
地域生活支援拠点等の整備 目標値：各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも1つ整備する	同左
（4）福祉施設から一般就労への移行等	同左
①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 目標値：福祉施設から一般就労への移行者数を平成24年度実績の <u>2倍</u> 以上とする	①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加 目標値：福祉施設から一般就労への移行者数を平成28年度実績の <u>1.5倍</u> 以上とする
②就労移行支援事業の利用者の増加 目標値：就労移行支援事業の利用者数を平成25年度末における利用者数から <u>6割</u> 以上増加させる	②就労移行支援事業の利用者の増加 目標値：就労移行支援事業の利用者数を平成28年度末における利用者数から <u>2割</u> 以上増加させる
③就労移行支援事業所の就労移行率の上昇 目標値：就労移行率3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上とする	同左
<u>（新規）</u>	④職場定着率の上昇 目標値：各年度における「就労定着支援」による支援開始後1年経過時点の職場定着率を <u>80%</u> 以上とする
<u>（新規）</u>	（5）障害児支援の提供体制の整備等
<u>（新規）</u>	①児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 目標値： <u>児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する（圏域での設置も可）</u> 目標値： <u>全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する</u>
<u>（新規）</u>	②主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 目標値： <u>主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する（圏域での設置も可）</u>
<u>（新規）</u>	③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置 目標値： <u>平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設ける（市町村は圏域での設置も可）</u>